

有効期間満了日 平成34年3月31日
熊生環第922号
平成30年10月1日

古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）

この度、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）中、欠格事由の追加、簡易取消しの新設、仮設店舗における営業の制限の緩和等に関する規定が平成30年10月24日から施行されることとなり（古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成30年政令第260号。）、これに伴い、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。）が制定された。

改正法（改正法附則第1条ただし書に規定する規定に限る。）及び改正規則による改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は、別添警察庁通達「古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）（平成30年9月14日付け警察庁丙生企発第165号）のとおりであるので、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

※ 警察庁通達「古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。